

知っていますか？

事業者と消費者団体訴訟制度

消費者契約法に違反する不当行為がなされないよう、事業者は法令を遵守する経営を目指さなければなりません。また、裁判外の請求や訴訟前の事前請求にも誠意ある対応をし、業務活動をチェックしましょう。

適格消費者団体



訴訟を提起する場合に、事前に書面による差止請求を送付することが義務づけられました。^(41※)その後一週間の猶予期間に改善がなければ、事業者の承諾なしに提訴することができます。



情報公開

定款、業務規程、財務諸表などの団体の情報を法律にもとづき公開します。また、申入れ、判決や和解の概要などについても情報提供を行います。



セミナー

判決や和解の概要などを公表します。「消費者志向」の事業者との意見交換や各種セミナー、提言などを行います。

差止請求への対応

適格消費者団体から差止請求された場合、迅速に改善しなければなりません。

情報公開制度の活用

公開された情報を利用して、適格消費者団体の活動や申入れが行われた事業内容をチェックしましょう。

適正な経営方針と業務の遂行

公表資料などを活用し、日頃から法令を遵守する(コンプライアンス)経営を目指しましょう。

事業者



事業者による不当な行為の一例

不当な勧誘行為

不実告知 (4条1項1号)

「この機械を付けば電話代が安くなる」と勧誘し、実際にはそのような効果のない機械を販売。

断定的判断の提供 (4条1項2号)

元本保証のない金融商品を「確実に値上がりする」と説明して販売。

不利益事実の不告知 (4条2項)

眺望・日照を阻害する隣接マンション建設計画を知りながら、「眺望・日照良好」と説明し、建築計画の事実を説明しないで販売。

不退去 (4条3項1号)

消費者の自宅等において、消費者が帰ってほしい旨を告げているのに長時間にわたり勧誘。

監禁 (4条3項2号)

事業者の販売店で、消費者が帰りたい旨を告げているのに長時間にわたり勧誘。

不当な契約条項の使用

事業者の損害賠償責任を免除する条項 (8条)

いかなる理由があっても事業者は一切損害賠償責任を負わないものとする条項。

消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等 (9条)

消費者が解約した場合、支払い済の代金を一切返金しないとする条項。

消費者の利益を一方的に害する条項 (10条)

賃貸借契約において、借主に過重な現状回復義務を課する条項。

Q&A

Q 差止訴訟で敗訴した事業者は、今後どのようなことが出来なくなるの？

A 差止訴訟で当該事業者が敗訴した場合、その事業者は、「当該不当勧誘行為をしてはならない」「当該不当契約条項を内容とする契約を締結してはならない」こととなります。また、勧誘マニュアルの破棄など、停止・予防に必要な措置を裁判所より命ぜられることがあります。

Q 事業者としてはこの制度にどのように関わればよいの？

A 判決や和解の情報については、内閣府や国民生活センターのホームページに掲載されますのでそれらを参考にするなど、法令違反行為がないか点検し、日頃からコンプライアンス経営に努めることが重要です。適格消費者団体の中には、「消費者志向経営企業」にむけて事業者向けのセミナーや意見交換を行っている団体もありますので、それらに参加してみることも考えられます。裁判前の事前請求や差止請求を受けた事業者は、早急に事業活動を点検し、改善する必要があります。